

J1 規格サッカースタジアム建設に係るスポーツ文化振興に関する
特別委員会の設置決議

1 付議事項

J1 規格サッカースタジアム建設に係るスポーツ文化振興等に関する調査研究

2 設置の根拠

地方自治法第 109 条第 1 項及び那覇市議会委員会条例第 6 条

3 設置の目的

沖縄県は現在、奥武山公園に J1 規格サッカースタジアムの整備に向けて取り組んでいる。同スタジアムが市民並びに県民に親しまれる新たな地域のシンボルとなるよう、また、本市における経済的な影響や地域の活性化及びスポーツ文化の積極的な振興など、今後期待される様々な効果及び課題などについて調査研究を行う。

4 委員定数

本特別委員会の委員は、14 人とする。

5 調査期限

本特別委員会は、1 に掲げる調査研究が終了するまで、閉会中もなお継続審査することができる。

6 調査経費

本特別委員会の調査に要する経費は、令和 8 年度においては 377,400 円以内とする。

令和 8 年（2026 年）6 月 16 日

那 覇 市 議 会